

薩摩川内市
パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック



薩摩川内市

<目 次>

1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	宣誓をすることができる方	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	宣誓手続きの流れについて	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	宣誓に必要な書類	・ ・ ・ ・ ・ 4
5	宣誓後について	・ ・ ・ ・ ・ 6
6	利用可能なサービス	・ ・ ・ ・ ・ 7
7	都市間相互利用について	・ ・ ・ ・ ・ 8
8	Q & A	・ ・ ・ ・ ・ 9
9	相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ 11

1 はじめに

薩摩川内市では、多様性（Diversity）、公平性（Equity）、包摂性（Inclusion）のある社会づくりに向けた「薩摩川内市D E I宣言」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、令和7年10月1日からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

本制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人がお互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを市に宣誓し、市が宣誓の事実を認めるとともに、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、性的マイノリティの方々の生きづらさや不安解消の一助となり、性的マイノリティの方々に対する市民の理解の促進と浸透することを目指すものです。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 双方が民法に規定する成年（満18歳）に達していること

(2) 双方が薩摩川内市民であること又は転入を予定していること

※転入予定の場合、転入予定日から14日以内に薩摩川内市への転入を完了してください。

(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にあるものを含む）がないこと

※戸籍抄本などの証明する書類が必要です。

(4) 宣誓する相手以外の方と既にパートナーシップの関係にないこと

※すでに宣誓者以外の方とパートナーシップを行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体で、別の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(5) 宣誓者同士が、近親者でないこと

※近親者とは民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係では宣誓できません。ただし、宣誓しようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、またはしていた場合は宣誓できます。

3 宣誓手続きの流れについて

(1) 宣誓日時の予約

- 宣誓を希望する日の7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに、電話、メールで予約してください。
- 予約時の主な確認事項
 - ・ 宣誓希望日時
 - ※平日（年末年始を除く）の午前8時30分から午後4時まで
 - ※メールの場合は第三希望日までご記入ください。
 - ・ 宣誓される方の氏名とふりがな
 - ※通称名を使用される場合は、通称名も含む
 - ・ 宣誓される方の生年月日
 - ・ 代表の方の日中の連絡先
 - ・ 宣誓時の個室対応希望の有無

予約連絡先

薩摩川内市 コミュニティ課 ダイバーシティ・市民活動グループ

電話：0996-23-5111

Eメール：diversity-shimin@city.satsumasendai.lg.jp

- 予約は宣誓日時が確定した旨を市が回答した時点で成立します。

(2) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に、宣誓に必要な書類をお持ちのうえ、必ずお二人そろってコミュニティ課または案内された会議室にお越しください。
- 市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓にあたっての確認書」にご記入いただきます。
- お持ちいただいた必要書類の確認、宣誓者の要件及び本人確認を行います。
 - ※書類に不備がある場合、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

- 要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付します。
- 書類等の不備がなければ、原則として即日交付いたしますが、発行手続きのため1時間程度お時間をいただきます。

パートナーシップ宣誓書受領証 (A4サイズ)

<p style="text-align: center;">様式第2号 (第3条関係) (表面)</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓書受領証</p> <p style="text-align: center;">____ 様 _____ 様</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日生) (年 月 日生)</p> <p>薩摩川内市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、ここにお二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>お二人が本証、お二人をお互いを人生のパートナーとして宣誓されたことを心から祝福するとともに、末永くお幸せに暮らせることを願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">薩摩川内市長 </p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">この宣誓書受領証の提示を受けた方へ</p> <p>この受領証は、お二人がお互いを人生のパートナーであることを宣誓した事実を市が認め、交付したものです。法律上の効力が生じるものではありませんが、お二人がいざいざと暮らさ、保護されることを期待しています。</p> <p>この受領証の提示があったときは、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報取扱については、十分にご配慮をお願いいたします。</p> <p>通称名を使用している場合は、以下に戸籍上の氏名を記載します。</p> <p>通称名 _____ 通称名 _____</p> <p>(戸籍上の氏名) (戸籍上の氏名))</p>
--	---

パートナーシップ宣誓書受領カード (運転免許証サイズ)

(表面)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

薩摩川内市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ パートナー _____

氏名 _____ 氏名 _____

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

薩摩川内市長

(裏面)

この受領証は、お二人がお互いを人生のパートナーであることを宣誓した事実を市が認め、交付したものです。法律上の効力が生じるものではありませんが、お二人がいざいざと暮らさ、保護されることを期待しています。

この受領カードの提示があったときは、上記の趣旨をご理解いただきますとともに、個人情報取扱については、十分にご配慮をお願いいたします。

戸籍上の氏名 (通称名を使用の場合)

本人 _____ パートナー _____

氏名 _____ 氏名 _____

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓には、以下の書類が必要です。

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- コミュニティ課に準備しています。
- ホームページからもダウンロードできます。
- 宣誓される日に市職員の面前で記入していただきます。

※自書できない場合は代書も可能です。

(様式第1号)

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

福岡市内市長 様

私たちは、福岡市内市パートナーシップ宣誓の趣意に関する要綱に基づき、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓者 氏名	宣誓者 氏名
(生年月日： 年 月 日)	(生年月日： 年 月 日)
(住所)	(住所)
(電話番号)	(電話番号)
(代書者) 氏名	(代書者) 氏名
(住所)	(住所)

注) この申請書は自書してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、代書者の欄に代書者の氏名及び住所を記入してください。

福岡市内市使用欄 (ここは記入しないでください。)

氏名 _____ 氏名 _____

(個人番号コード・運転免許証・住民票コード)

(裏面)

パートナーシップ宣誓にあたっての誓約書

私たちは、福岡市内市パートナーシップ宣誓の趣意に関する要綱に基づき、次の内容を承諾したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明したときは、受理証明書を市に返還します。

氏名 _____ 氏名 _____

(通称名： _____) (通称名： _____)

要綱の規定	承諾事項 (承諾欄にし点を付けてください。)	承諾欄
第2条第1号	互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が法的マイノリティである2人の関係にあること。	<input type="checkbox"/>
第3条第1号	双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (括弧のいずれかに該当すること。)	1 双方が本市に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
	2 双方が宣誓の日から原則として14日以内に本市に転入を予定していること。 (転入手定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	3 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から原則として14日以内に本市に転入を予定していること。 (転入手定日： 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	双方が配偶者 (婚姻をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又はパートナーシップの関係にある者がいないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	双方が近親者 (直系血族、三親等内の傍系血族又は重婚禁止をいう。) でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていた場合を除く。	<input type="checkbox"/>

注) 転入手定日の場合は、転入後14日以内に、本市住所が記載された住民票の写しを提出してください。

(2) 市内に住所がある又は市内へ転入を予定していることを確認できる書類

□住民票の写し

- ・ 1人1通の提出をお願いします。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、お二人が記載されている1通で構いません。
- ・ 宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・ 住民票コード、個人番号の記載は省略したものをお持ちください。

※住民票コード、個人番号が記載された住民票の写しは関係法令上受け取れません。

□転入前の自治体で発行された転出証明書（転入予定の場合）

- ・後日（原則転入予定日から14日以内）、転入後の住民票の写しの提出が必要です。

(3) 婚姻をしていないことが確認できる書類

□戸籍抄本、独身証明書等（本籍地の市町村で取得できます）

- ・1人1通の提出をお願いします。
- ・宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りです。

※外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。

(4) 本人確認書類

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りです。

□1枚の提示で足りるもの（例）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・旅券（パスポート）
- ・運転免許証
- ・障害者手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書

□2枚以上の提示が必要なもの（例）

- ・資格確認書
- ・国民年金手帳

(5) 使用を希望する通称を日常生活において使用していることが確認できる書類

- ・郵便物や社員証など

※通称の使用を希望される場合のみ

5 宣誓後について

受領証等の再交付・返還の場合も、来庁される日を、事前に電話、メールで予約してください。いずれの場合も、本人確認書類が必要です。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

受領証等の紛失、毀損、汚損、並びに氏名及び住所の変更などの事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出してください。

※紛失以外の理由での再交付の場合、交付済みの受領証等は、返還していただきます。

※内容変更でパートナーの変更はできません。

※通称名の変更の場合は、通称名が記載された郵便物など氏名の変更が確認できる書類も添付してください。

(2) 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領書等返還届出書に受領証等を添付して提出してください。

- ① 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
- ② 宣誓者の一方が死亡した後、新たな者とパートナーシップを宣誓する場合
- ③ 一方又は双方が薩摩川内市から転出した場合
※都市間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は除きます。
- ④ 「1 宣誓をすることができる方」の(3)、(4)及び(5)の要件を満たさなくなった場合

(3) パートナーシップの無効

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップの宣誓は無効とします。無効となった場合は、交付した受領証等は速やかに返還してください。

- ① 宣誓者等がパートナーシップを形成する意思がなく、虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明した場合
- ② 「1 宣誓をすることができる方」に示す要件に該当しなくなった場合
- ③ 上記受領証等の返還事由に該当するにも係わらず、返還の届出をしない場合

6 利用可能なサービス

- 各行政サービスを受けるためには、それぞれの要件を満たす必要があります。
- パートナーシップ宣誓の有無に関わらず、「同居人」「生計を同一にする者」等であれば利用可能なサービスや、「委任状」により本人以外が申請可能なサービス等もありますので、ご相談ください。
- 今後も、利用できる行政サービスの追加等がありましたら随時お知らせします。

制度・サービス名	制度内容・注意点	宣誓	お問合せ先
市営住宅入居	・パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓した人も入居可能	要	建築住宅課
搬送証明書申請（救急）	・本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	不要	消防局 予防課
り災（届出）証明申請（火災）	・本人または同一世帯以外の方が申請する場合、委任状、その他の書類が必要な場合あり	不要	消防局 予防課
り災証明書・り災届出証明書（火災以外）	・災害による住家の被害程度等を証明するもの ・住民票上同一世帯であれば委任状省略で申請・受領が可能 ・同一世帯以外の代理人が申請する場合は、委任状が必要 ・身分証明書（本人以外の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書）のほか、申請内容によって被害状況が分かる写真が必要	不要	福祉政策課
パートナーからの暴力（DV）についての相談	・パートナーからの暴力については、性別等に関わりなく対応（性的少数者の方からの相談もお受けします。） ・暴力は身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力など多岐にわたります。	不要	こども家庭課
薩摩川内市U I J ターン者家賃等補助金	・U I J ターン者が市内中小企業に就労する場合に家賃の一部を補助するもの ・甕島区域においては、移住支援金という形で単身世帯で10万円、2人以上世帯で20万円の追加支給がある ・住民票上、同一世帯であれば、移住支援金の2人以上世帯要件での支給が可能	不要	産業人材確保・移住定住戦略室

7 都市間相互利用について

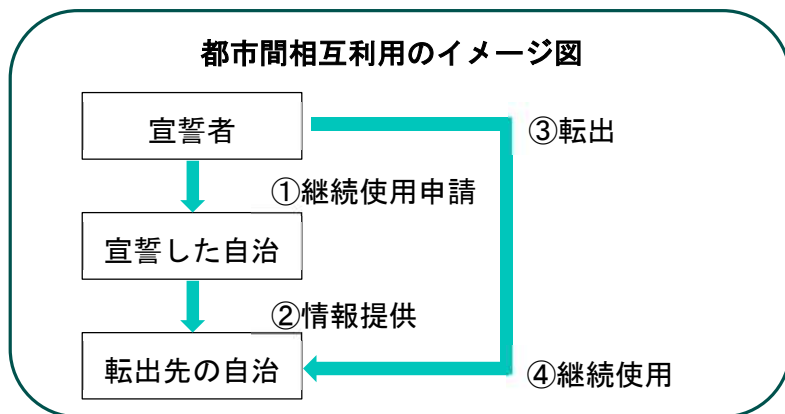
薩摩川内市とパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体が協定を締結することで、宣誓者が両自治体間で住所の異動をする際に、簡易な手続きのみで、引き続き受領証等を使用できる制度です。

《協定自治体》○いちき串木野市 ○鹿児島市 ○指宿市

※指宿市へ転出する場合は指宿市で「(※) 申告」を行い、指宿市から改めて受領証等が交付されます。

(薩摩川内市交付の受領証等は薩摩川内市へ返還)

(※) 申告 薩摩川内市において宣誓書受領証等の交付を受けたことを指宿市に申し出ること。指宿市が改めて受領証等を交付します。宣誓と異なり、戸籍抄本など独身であることの証明の提出が不要となります。



(1) 薩摩川内市から協定を締結している自治体へ転出する場合

- ① 宣誓者がパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を薩摩川内市へ提出
- ② 薩摩川内市から転出先の自治体へ情報提供
- ③ 宣誓者は、転出自治体で再度宣誓することなく、転出後も薩摩川内市の受領証等を使用できます。

【提出書類】

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書
- ・交付済みの受領証等
- ・本人確認書類

(2) 協定を締結している自治体から薩摩川内市へ転入する場合

- ① 宣誓者がパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を転入前自治体へ提出
- ② 転入前自治体から薩摩川内市へ情報提供
- ③ 宣誓者は、薩摩川内市で再度宣誓することなく、転入後も転入前自治体の受領証等を使用できます。

8 Q & A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、婚姻制度とどう違うのですか？

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき実施するものであり、法律上の効果は発生しませんが、宣誓したお二人のパートナーシップ関係を薩摩川内市が認める制度です。

Q2 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

宣誓は、同性カップルに限定していません。トランスジェンダーやバイセクシュアルなどで異性間のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q3 事実婚のカップルも対象になりますか？

本市の制度では宣誓できません。この制度は、性的マイノリティの方々の支援の一環として導入することとしたものです。事実婚においては、住民票で夫（妻）（未届）と記載できたり、法律婚と同等の取扱いをされる制度や権利等があったりと、性的マイノリティの方々が置かれている状況とは異なるものと考え、本制度の対象に含めていません。

Q4 薩摩川内市民でないと宣誓できませんか？

薩摩川内市へ転入を予定していれば宣誓できます。

ただし、転入予定の場合は、宣誓時に転入予定であることが確認できる書類の提出と、薩摩川内市に転入後（原則転入予定日から14日以内）に住民票の写しの提出が必要です。

Q5 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。ただし、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q6 外国籍の場合も宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合は、宣誓に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることが確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q7 通称名は使用できますか？

通称名は、使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証等）を宣誓時に提示してく

ださい。通称名を使用した場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」の裏面に戸籍上の氏名も併記します。

Q 8 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓に費用はかかりません。ただし、宣誓時にご提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 9 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？

パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

Q 10 代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送での宣誓はできません。職員立会いの下、本人確認の上、宣誓する必要があります。特段の事情がある場合は、ご相談ください。

Q 11 自書できない場合は、代書してもらうことは可能ですか？

宣誓書に自書することができない場合は、代書が可能です。

Q 12 平日以外の希望する日時に宣誓できますか？

宣誓できるのは、原則平日（年末年始を除く）の午前8時30分から午後4時までです。

Q 13 事前予約なしで宣誓できますか？

事前予約なしでの対応はしていません。業務の都合により対応できかねますので、必ず事前予約をお願いします。

Q 14 支所でも宣誓できますか？

支所では宣誓できません。パートナーシップ宣誓制度の窓口は、市役所本庁コミュニティ課のみです。

Q 15 制度利用にあたり、プライバシーは守られますか？

必要に応じて、会議室等を準備いたします。また、提出いただく必要書類や記載されている内容等の個人情報等については、本人の同意なく外部に情報提供することはありません。

Q 16 受領証等は宣誓の日に交付されますか？

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認等のため1時間程度お時間をいただきます。

9 相談窓口

名称	電話番号・相談日時	備考
薩摩川内市コミュニティ課 ダイバーシティ・市民活動グループ	0996-22-8115（内線 4741） 平日 8:30～17:15	薩摩川内市パートナーシップ宣誓制度の担当窓口です。悩みに応じて専門機関等に繋がります。
鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630（6631） 水～日・祝日 9:00～17:00 火（月曜日が祝日の場合は水曜日） 9:00～20:00	男女共同参画相談員が、性別に起因した悩みの一つとして相談に応じます。
全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110 平日 8:30～17:15	不当な差別、いじめ、暴力に関する相談に応じます。
インターネット人権相談		様々な人権問題について、インターネットでも人権相談を受け付けています。
よりそいホットライン	0120-279-338 24 時間対応	セクシュアルマイノリティ専門ラインへのご相談は、音声ガイダンスから「4」を選択してください。
かごしまの教育ホットライン24	0120-0-78310 24 時間対応	児童生徒のLGBT等に関する相談に応じます。

薩摩川内市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和7年9月発行

薩摩川内市役所 コミュニティ課 ダイバーシティ・市民活動グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111

Mail diversity-shimin@city.satsumasendai.lg.jp